

# 見える化改革報告書 「健康安全施策」

抜粋版

平成30年10月17日  
福祉保健局

## 1 「見える化」分析の要旨

- ◆ 動物愛護施策は、その変遷の中で、ボランティアを含めた多くの関係者との連携・協力といった新たな領域の取組が加わり、近年、その比重が大きなものとなっている。
- ◆ 一方、動物愛護施策は、狂犬病予防法等の法令に基づき、健康危機から都民を守る取組であるという側面において、食品安全対策や感染症対策等の他の健康安全分野の施策と共通した性格をもっている。
- ◆ 動物愛護施策の分析は、他の健康安全分野の施策の分析を行う上でも参考となるものであり、また、都民の意識醸成や関係者との連携促進を図る上で、重要な視点を提供するものと思われる。
- ◆ これまでの取組の成果を基盤として、最近の動物愛護施策を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、さらに踏み込んだ分析を行い、施策の課題を抽出するとともに、他の自治体の対策や海外での取組例等についても参考としながら、都における課題への対応策を検討していく。

### 【動物愛護施策の概要と施策を取り巻く環境】

#### ① 施策の変遷及び関係者の役割

- ・ 動物に関する施策は、狂犬病などの脅威から都民を守るための安全対策の取組として始まり、その後、動物の愛護と適正な管理に向けた取組へと重心が移っている。
- ・ 都民や事業者、ボランティア等の関係者が連携・協力して、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指した取組を進めている。

## ② 施策を取り巻く環境

- ・ 都内の犬猫の推計頭数は、犬が約55万頭、猫が約117万頭。
- ・ 都は、近隣県や他の大都市圏と比較して、第一種動物取扱業の施設数が際立って多い。
- ・ ボーダーレス化の進行に伴い、海外から狂犬病などの感染症がもたらされるリスクは常に存在。
- ・ 東日本大震災や熊本地震の発生時に、ペットの避難や避難所での取扱いに関わる数多くの課題が発生。

## 2 取組状況と成果

- ・ 啓発行事・講習会や啓発資材の提供等を通じ、多くの方に適正飼養の重要性を伝達
- ・ 飼い主のいない猫対策の推進等により、引取・収容数、致死処分数は大幅に減少しており、犬については殺処分ゼロを達成
- ・ 登録譲渡団体・ボランティアと連携し動物譲渡の取組を展開しており、離乳前子猫や負傷動物の譲渡も開始
- ・ 動物取扱業者数が大幅に増加する中、効率的に監視指導を実施
- ・ 動物の管理等に問題のある事業者には重点的に監視指導を行い、厳格に対応
- ・ 関係行政機関・団体等と連携して、動物由来感染症や災害の発生時における対応体制を構築

### 3 現状と課題の分析

- ・ 都の動物愛護施策について、①適正飼養の啓発と徹底、②致死処分の減少を目指した取組の推進、③動物取扱業の監視指導、④動物に関わる危機管理、の4つの柱に大別して、現状と課題について分析評価

#### 取組Ⅰ 適正飼養の啓発と徹底

- 【現状】
  - ・ ペットを迷惑と感じた経験を持つ人が多数
  - ・ 犬による咬傷事故が年間約300件発生
  - ・ 多頭飼育が問題となる事例も散見
- 【課題】
  - ・ 飼い主への働きかけの機会の拡大、地域での指導的人材の確保
  - ・ 動物への接し方の普及
  - ・ 多頭飼育問題への対応方法の確立

#### 取組Ⅱ 致死処分の減少を目指した取組の推進

- 【現状】
  - ・ 飼い主のいない猫対策が円滑に進まない事例も存在
  - ・ 飼養管理施設(動物愛護相談センター)の老朽化、機能強化が必要
  - ・ ペットと飼い主の高齢化
- 【課題】
  - ・ 飼い主のいない猫対策の定着化
  - ・ 譲渡に適した状態で飼養管理するための環境整備
  - ・ 飼い主を支援するための情報提供の拡充

#### 取組Ⅲ 動物取扱業の監視指導

- 【現状】
  - ・ 動物取扱業者数の増加、業態の多様化、苦情等に伴う監視指導の増加
  - ・ 集中的な監視指導が必要な事例の発生
- 【課題】
  - ・ 業態の多様化に対応した指導、効率的・機動的監視指導体制の確立
  - ・ 苦情・トラブルに繋がるケースの事業者へ周知、自主管理の促進

#### 取組Ⅳ 動物に関わる危機管理

- 【現状】
  - ・ 狂犬病は長期間発生していないが、様々な動物由来感染症が国内各地で発生
  - ・ 災害対策をしている飼い主は4割程度、災害マニュアルを整備する区市町村は少数
- 【課題】
  - ・ 狂犬病発生時の体制の実効性検証、動物由来感染症の実態把握・情報提供
  - ・ 飼い主による災害対策の必要性の理解浸透、区市町村による実効性の高い災害対策の促進

## 4 今後の取組の方向性

### 取組Ⅰ 適正飼養の啓発と徹底

- ・ 事業者と連携した飼い主への啓発
- ・ 東京都版「動物の学校」の実施（飼い主が学ぶ機会の提供、地域で飼い主への啓発を担う人材の養成・供給）
- ・ 子供向け啓発の広範な展開
- ・ 多頭飼育問題への的確な対応

### 取組Ⅱ 致死処分の減少を目指した取組の推進

- ・ 地域における対策の定着・促進（飼い主のいない猫対策）
- ・ 譲渡に向けた飼養管理機能等の向上
- ・ 譲渡活動の連携・協働の拡大（学生サークル等との交流等）
- ・ 飼い主支援のための情報提供の拡充

### 取組Ⅲ 動物取扱業の監視指導

- ・ 苦情要因分析・自主管理の促進
- ・ 業態の多様化に対応した指導
- ・ ICT活用・機動的監視体制の確立

### 取組Ⅳ 動物に関わる危機管理

- ・ 実効性の検証を踏まえた体制強化（狂犬病発生時訓練等による検証）
- ・ 身近な健康危機への適切な対処（獣医師会・大学等と連携した動物由来感染症の調査等）
- ・ 事業者と連携した飼い主への災害対策の啓発
- ・ 災害時のボランティアとの協働拡大

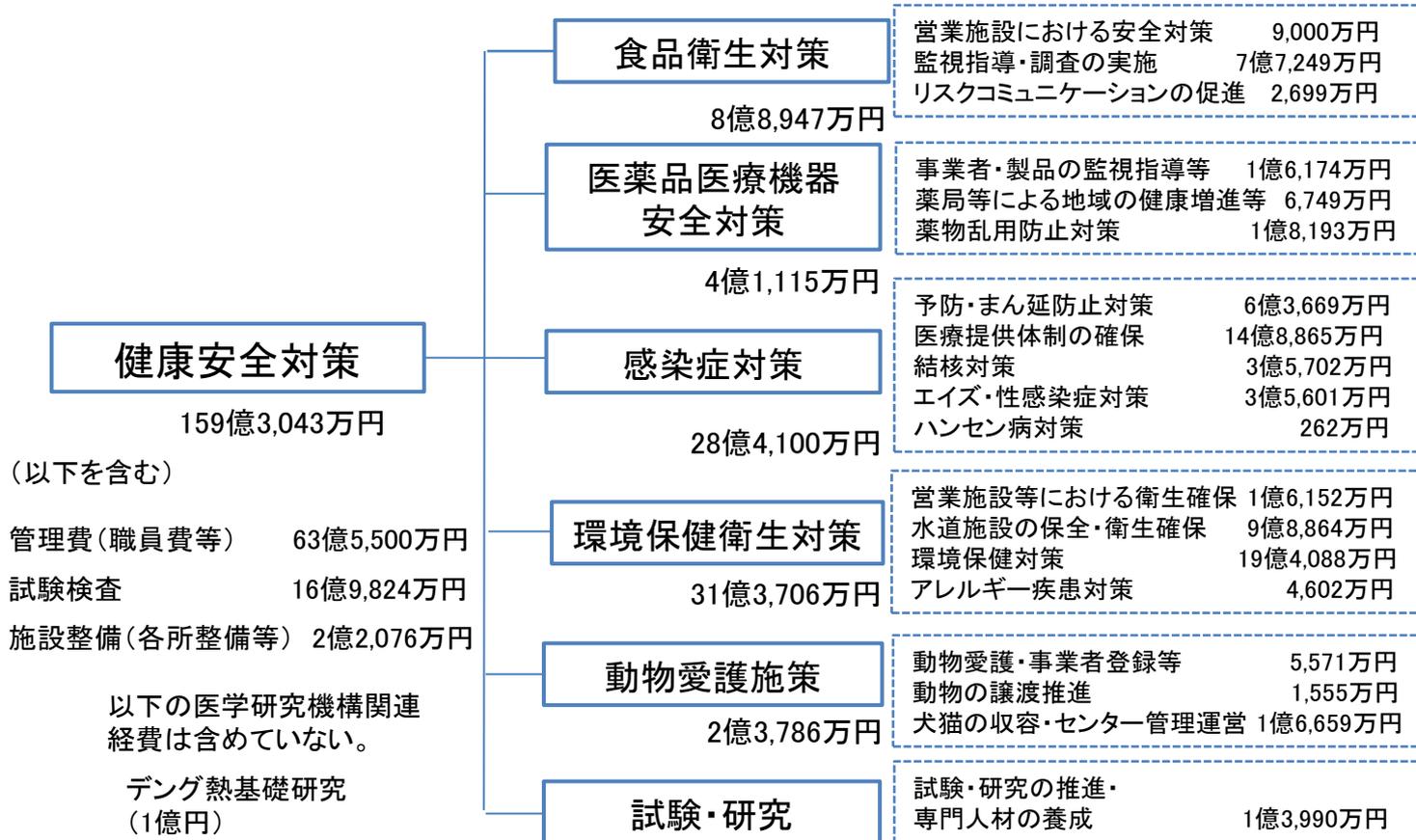
- ◆ 分析を踏まえた取組の方向性に沿って、動物愛護相談センターを中心に施策を推進し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図る。

# 健康安全施策の体系

健康安全対策分野では、食中毒、医薬品による健康被害、感染症、放射線等の多様な健康危機から都民の生命・健康を守る取組を展開している。

保健医療計画改定の過程において、健康安全施策全体を対象に現状・課題に照らした取組の検討を行っている。

第7次東京都保健医療計画  
第2部 計画の進め方 該当箇所



第3章 健康危機管理体制の充実

第1節 健康危機管理の推進(総論)

第4節 食品の安全確保

第3節 医薬品等の安全確保

第2節 感染症対策

第5節 アレルギー疾患対策

第6節 環境保健対策

第7節 生活衛生対策

第8節 動物愛護と管理

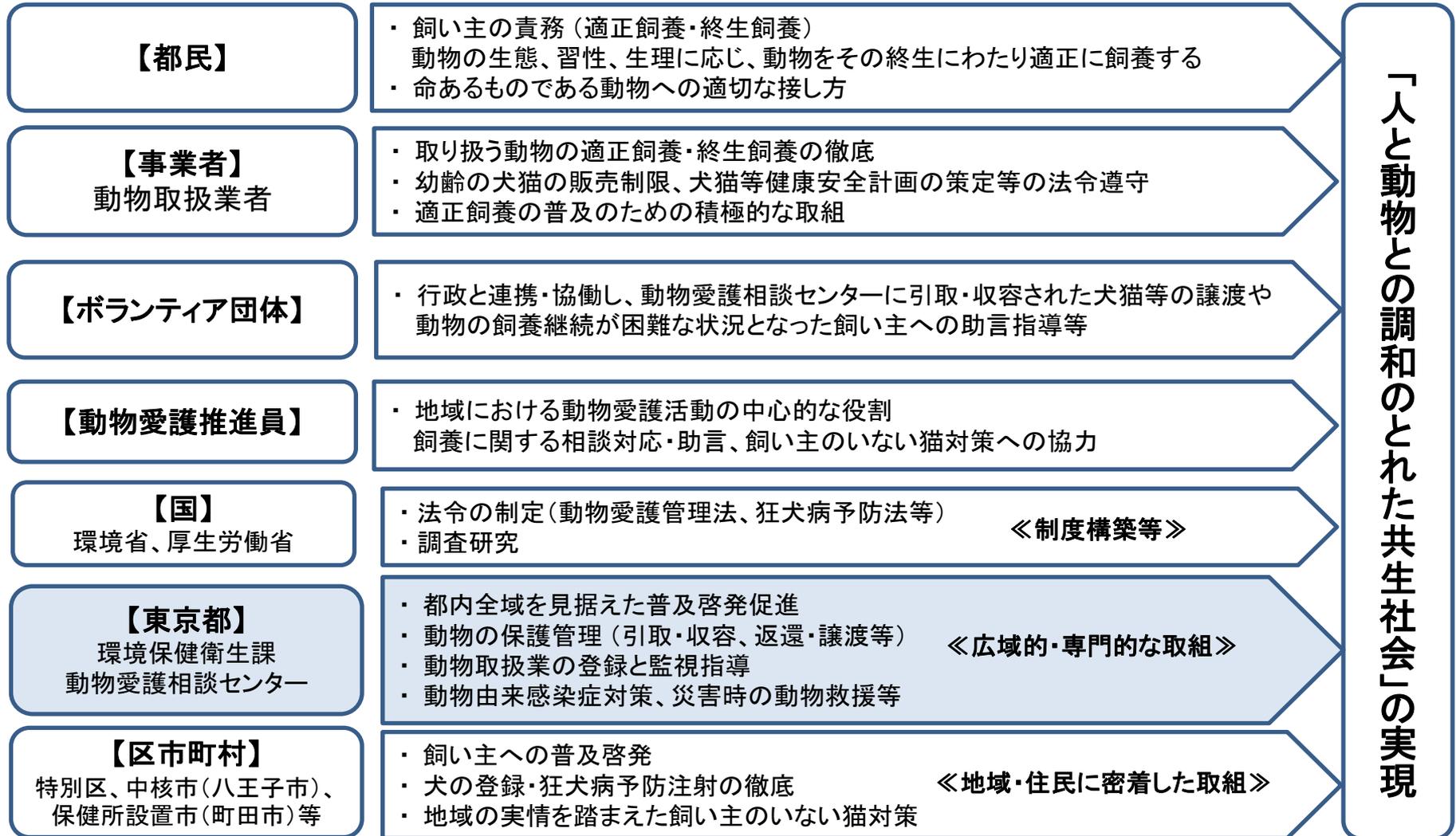
(数字は2018年度予算額)

## 動物愛護施策について

- 動物愛護施策は、その変遷の中で、動物愛護精神の普及など都民の意識醸成や、引取・収容した動物の譲渡における動物愛護団体との協力など、ボランティアを含めた多くの関係者との連携・協力といった新たな領域の取組が加わり、近年、その比重が大きなものとなっている。
- また、動物愛護施策は、「2020年に向けた実行プラン」において、「誰もが優しさを感じられるまち」の実現に向けた取組として位置付けられており、殺処分ゼロの実現を目標に掲げている。
- 一方で、動物愛護施策は、狂犬病予防法等の法令に基づき、健康危機から都民を守る取組であるという側面において、食品安全対策や感染症対策等の他の健康安全分野の施策と共通した性格をもっている。
- こうした動物愛護施策について掘り下げた分析を行うことは、健康危機管理対策として共通の性格を有する他の諸施策の分析を行う上でも参考となるものであり、また、都民の意識醸成や関係者との連携促進を図る上で、重要な視点を提供するものと思われるため、以下、動物愛護施策を取り上げ分析を行う。

## 動物愛護施策における関係者の役割

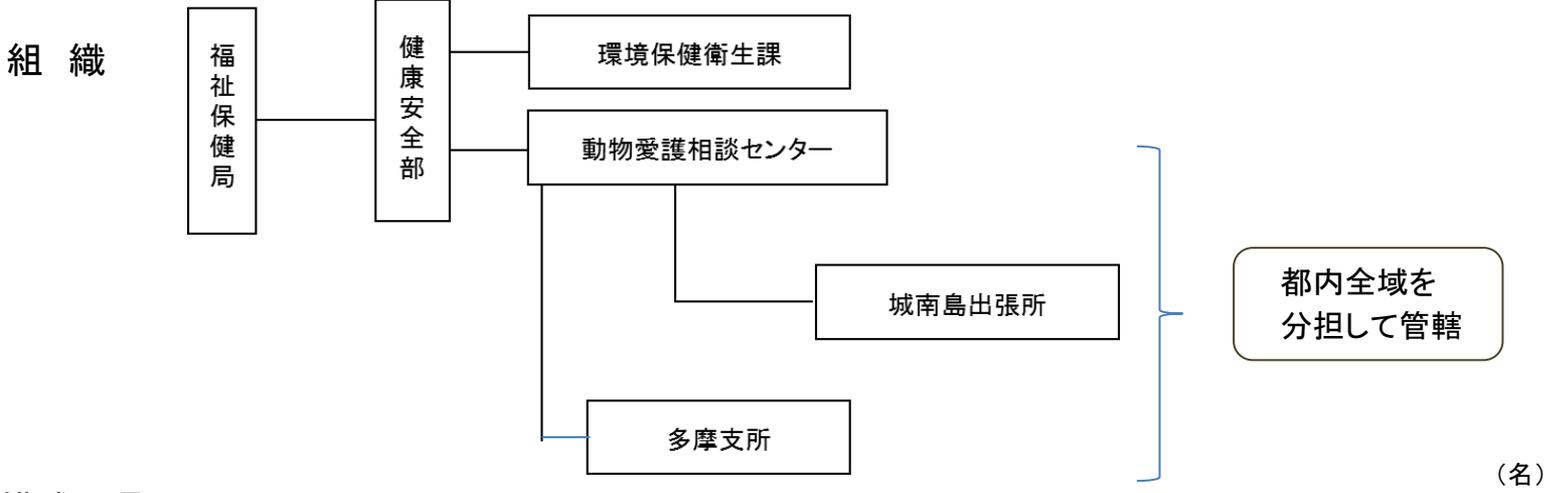
動物愛護施策においては、都民や事業者、ボランティア等の関係者が連携・協力して、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指した取組を進めている。



# 実施体制(組織・人員)

都では、本庁及び動物愛護相談センターに獣医師等を配置し、動物に関する専門知識等を生かして、都内全域を対象とした業務を実施している。

## 【実施体制(組織・人員)】



### 構成人員 (2018年度定数)

	事務	動物監視員 (獣医師)	動物指導員	合計	一般職 非常勤
環境保健衛生課		5		5	
動物愛護相談センター(本所)	4	17	3	24	2
城南島出張所		7	2	9	
多摩支所		14	3	17	2
合計	4	38	8	50	4

(島しょ保健所において獣医師6名兼務)

## 犬猫の飼育状況(都内)

都内の犬猫の推計頭数は、犬が約55万頭、猫が約117万頭（飼育猫 約107万頭、飼い主のいない猫 約10万頭）となっており、多数の犬猫がペットとして飼われている。

## 都内の犬の頭数

## 1 狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数

	2006年度	2011年度	2016年度
総数	43万頭	51万頭	52万頭

出典：衛生行政報告例(厚生労働省)

## 2 飼育実態調査による犬の飼育頭数(推計)

	2006年度	2011年度	2017年度
総数	45万頭	54万頭	55万頭

※アンケート結果をもとに、狂犬病予防法に基づく犬の登録率を算出し、都内における犬の登録数から飼育頭数を推計

## 都内の猫の頭数(推計)

		2006年度	2011年度	2017年度
総数		98万頭	111万頭	117万頭
	飼育猫	83万頭	105万頭	107万頭
	飼い主のいない猫	15万頭	6万頭	10万頭

※アンケートに基づく飼育猫の頭数及び現地調査に基づく屋外猫の頭数から推計

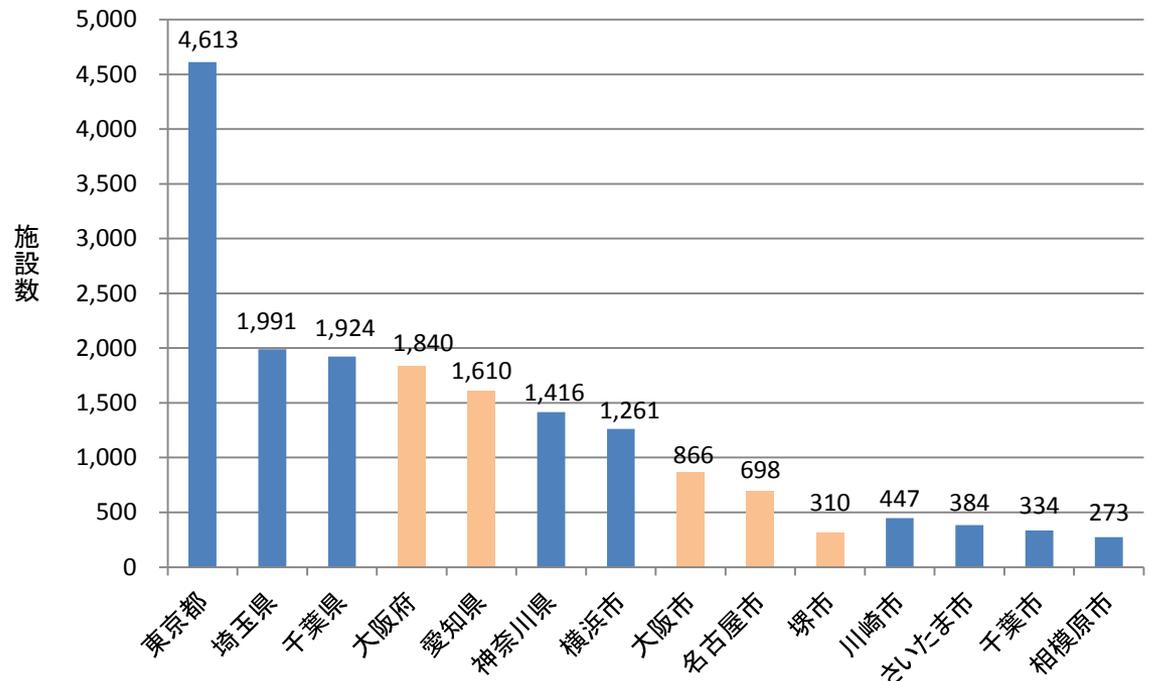
出典：東京都における犬及び猫の飼育実態調査概要(速報)

## 動物取扱業の状況(都内)

都は、近隣県や他の大都市圏と比較して、第一種動物取扱業の施設数が際立って多い。

都及び近隣県等における第一種動物取扱業の施設数の比較(2016年度)

自治体		施設数
都道府県	東京都	4,613
	埼玉県	1,991
	千葉県	1,924
	神奈川県	1,416
	大阪府	1,840
	愛知県	1,610
指定都市	さいたま市	384
	千葉市	334
	横浜市	1,261
	川崎市	447
	相模原市	273
	大阪市	866
	堺市	310
	名古屋市	698



※都府県の施設数には、各都府県内の指定都市管内の施設数は含まない。

出典:動物愛護管理行政事務提要(環境省)

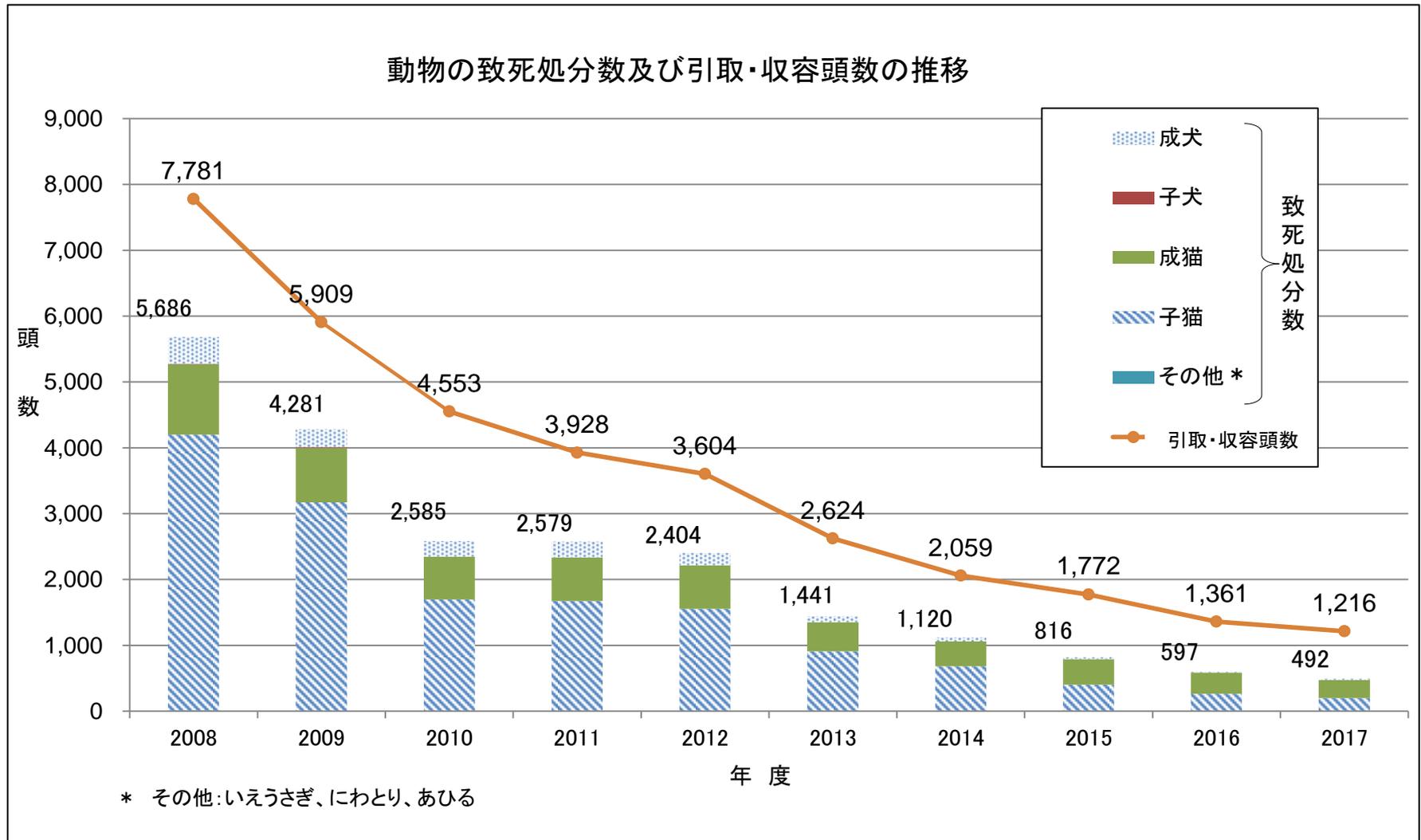
## 動物愛護施策の取組の概要

都では、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、総合的な取組を進めている。

区 分	実 施 内 容
<b>取組Ⅰ</b> 適正飼養の啓発と徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 啓発行事等の開催（動物愛護週間中央行事、都民向け適正飼養講習会）</li> <li>○ 啓発資材の作成・配布（DVD、パンフレット、ポスター、動物愛護読本等）</li> <li>○ 動物愛護推進員の委嘱</li> <li>○ 東京都動物情報サイト（飼い主支援ページ：2018年度新設予定）</li> <li>○ 小学校低学年を対象とした「動物教室」の開催</li> <li>○ 特定動物（ライオン、ワシ、ワニ等）の飼養許可</li> </ul>
<b>取組Ⅱ</b> 致死処分の減少を目指した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村が実施する飼い主のいない猫対策への支援（区市町村包括補助）</li> <li>○ 動物愛護相談センターに引取・収容された動物の飼養管理、新たな飼い主への譲渡</li> <li>○ 動物譲渡促進月間（11月）におけるPRイベントの開催、雑誌への広告掲載</li> <li>○ 東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」による譲渡活動情報等の発信</li> <li>○ 登録譲渡団体・ボランティアと連携した離乳前子猫の育成・譲渡</li> <li>○ 負傷動物の譲渡時の保護具等提供による譲渡促進</li> </ul>
<b>取組Ⅲ</b> 動物取扱業の監視指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物取扱業の登録・監視指導等</li> <li>○ 動物取扱責任者研修の開催</li> </ul>
<b>取組Ⅳ</b> 動物に関わる危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物由来感染症対策（モニタリング調査、動物由来感染症対策検討会等）</li> <li>○ 狂犬病対策（区市町村と連携した犬の予防注射の徹底、発生時対応マニュアル）</li> <li>○ 災害時対応に関する飼い主への普及啓発（啓発資材の作成等）</li> <li>○ 区市町村の災害時への備えの支援（対策事例集配布、物資備蓄等の支援等）</li> </ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物愛護管理審議会</li> <li>○ 学術振興（獣医公衆衛生学術講演会、学術研修等の支援）</li> <li>○ 畜舎の衛生管理（許可、監視指導）</li> </ul>

## 引取・収容頭数の減少

都における動物の引取・収容頭数は年々減少している。動物の致死処分数は、引取・収容頭数の減少とともに大幅に減少しており、特に子猫については顕著に減少している。



## 動物の殺処分状況

動物福祉の観点から実施した致死処分等を除いた殺処分数は、203頭(2015年度)から、16頭(2017年度)に減少し、犬については、2016年度から2年連続でゼロを達成した。

## 致死処分数の内訳(単位:頭)

		2015年度	2016年度	2017年度
①動物福祉等*1の観点 から行ったもの	犬	0	1	5
	猫	299	205	230
	その他*2	0	0	1
	小計	299	206	236
②引取・収容後に 死亡したもの	犬	14	10	14
	猫	300	287	223
	その他*2	0	0	3
	小計	314	297	240
①②以外の致死処分 (殺処分)*3	犬	10	0	0
	猫	193	94	16
	その他*2	0	0	0
	小計	203	94	16
合計		816	597	492

\*1 動物福祉等の観点：苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性、衰弱や感染症によって成育がきわめて困難と判断されるものについて実施

\*2 その他：いえうさぎ、にわとり、あひる

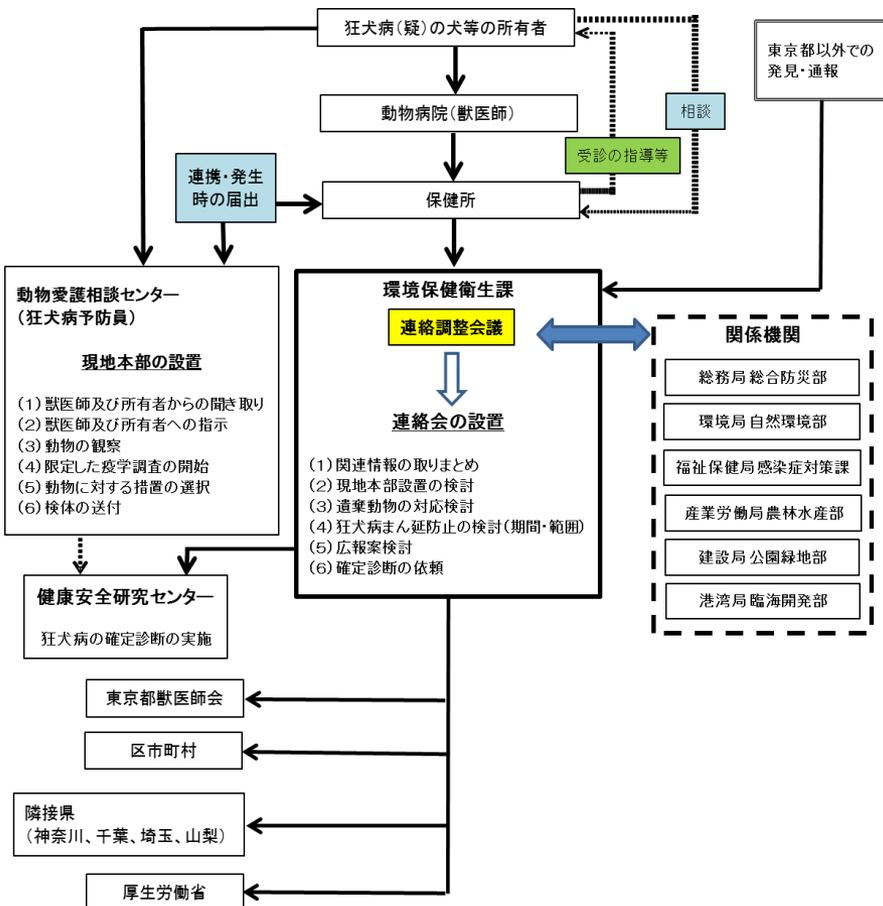
\*3 都においては、①動物福祉等の観点から行ったもの及び②引取・収容後に死亡したものを除く致死処分を「殺処分」と表現している。

# 動物に関わる危機管理

狂犬病等の動物由来感染症発生時や災害発生時に備えた体制を整備している。

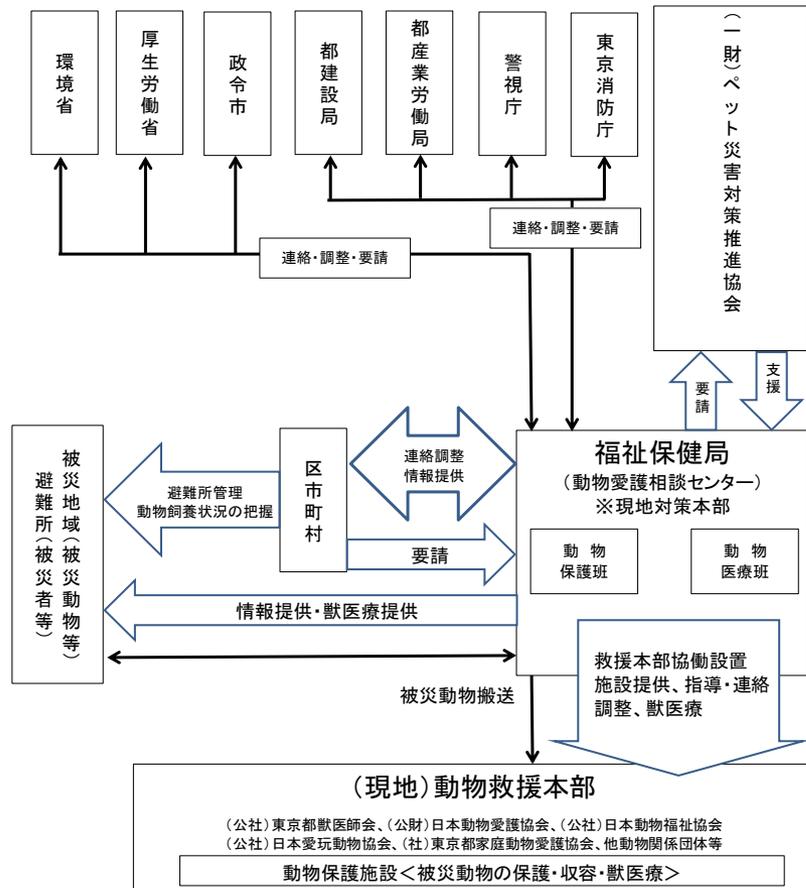
## 【狂犬病発生時対応】

○ 狂犬病の動物が発見された場合、各局、区市町村と連絡・調整を行い対応する。



## 【災害時対応】

○ 災害時は、国、各局、区市町村、団体と連携して、対応する。

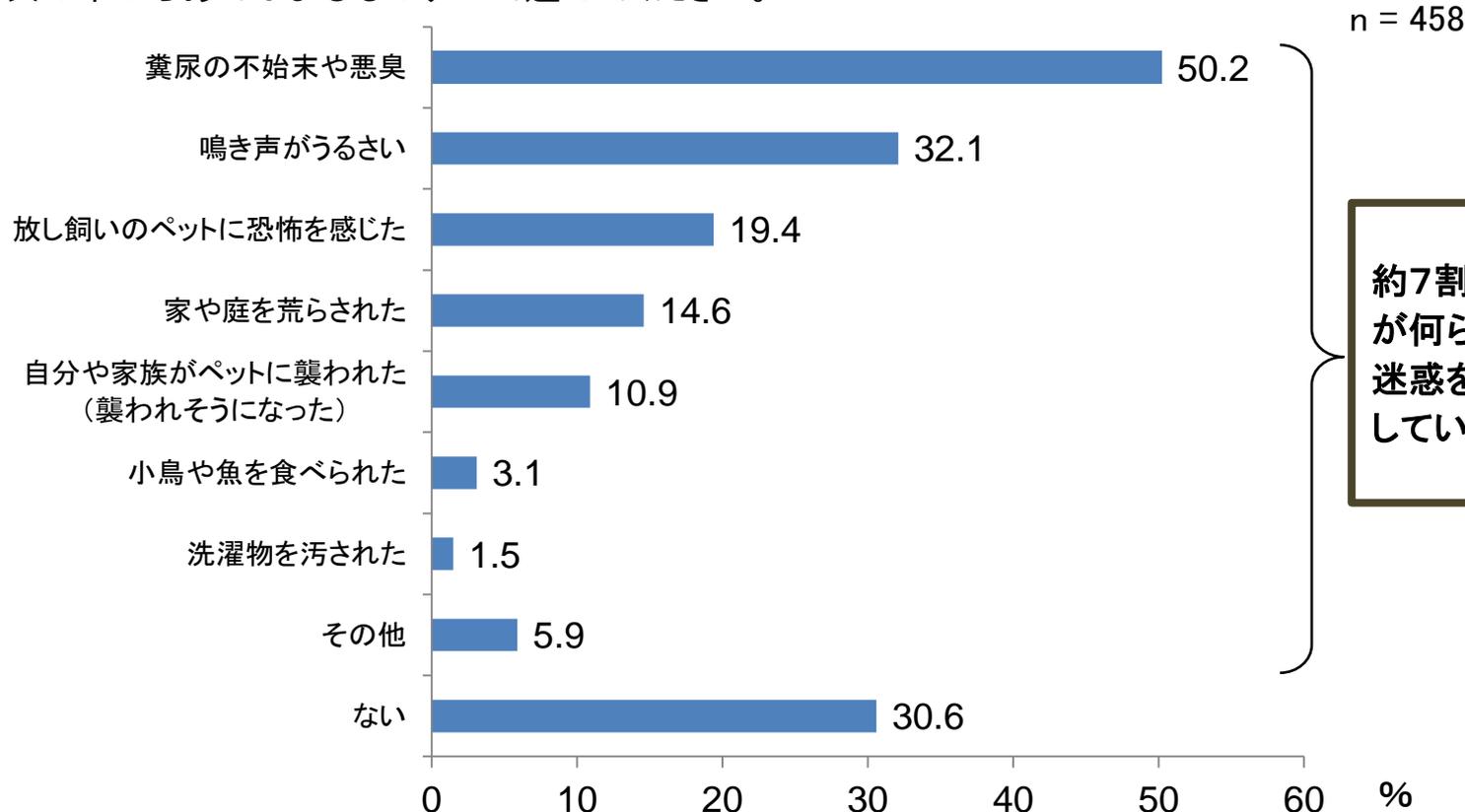


## 都民へのアンケート結果（動物を迷惑に思った経験）

東京都が実施したアンケートにおいては、他人のペットについて、糞尿の不始末や悪臭をはじめ、他の人が飼うペットに対し何らかの迷惑を感じたことがある人は約7割にのぼっている。

### <都政モニターアンケート>

あなたは、他人のペットが原因で被害を受けたり、迷惑に感じたりしたことがありますか。次の中からあてはまるものすべてを選んでください。

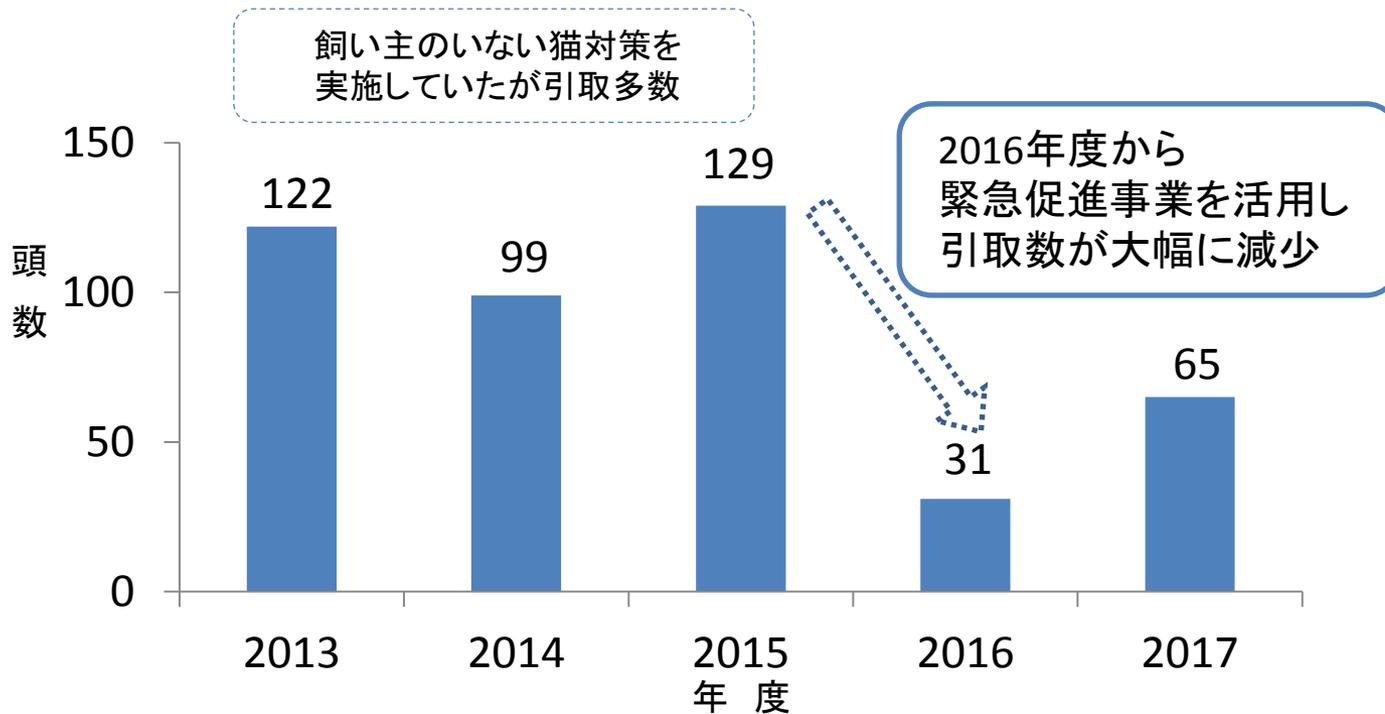


出典：平成29年度第4回インターネット都政モニター「東京におけるペットの飼育」アンケート結果

## 緊急促進事業の実施による効果

飼い主のいない猫対策に関する取組を総合的に実施する「緊急促進事業」により、子猫の引取数を大幅に減少させた自治体があり、今後、効果が高かった取組等を普及させていくことが重要。

飼い主のいない猫対策緊急促進事業※を活用している  
A自治体における拾得者からの子猫の引取頭数の推移



※ 飼い主のいない猫対策緊急促進事業： 飼い主のいない猫対策をより重点的かつ効果的に実施するため、協議会設置、実態調査、推進計画策定、協力員登録、不妊去勢手術、給餌・糞尿管理、事業評価等を総合的な取組として実施する事業。事業を実施する区市町村に対し、都が補助金を交付。

## 第一種動物取扱業の業態の変化

販売業は減少傾向が見られるが、他の種別の登録数は増加し、業態の多様化が進んでおり、業態に応じた監視指導が必要となっている。

### ○ 第一種動物取扱業者の種別登録数の推移

(単位：件)

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
販売業	1,792	1,703	1,713	1,704	1,652	1,648
保管業	2,734	2,936	3,127	3,296	3,397	3,513
貸出業	167	169	182	189	183	188
訓練業	562	603	666	698	734	744
展示業	195	206	239	273	307	329
競りあっせん業	1	2	2	2	3	3
譲受飼養業	1	5	9	14	15	17

中央環境審議会動物愛護部会（2018年3月26日）資料〈動物愛護管理をめぐる主な課題への対応・論点整理〉

- ・ 動物の販売業（ペットショップ、ブリーダー等）の登録件数は、近年減少傾向にある。その一方で、ペットサロン、ペットシッター、動物カフェ、老犬ホームなど（中略）多様な業態に展開し、その登録数は大きな伸びを示している。
- ・ 一部業者からは、自らの業に資するところの薄い（動物取扱責任者）研修の効果に疑義が呈されていることを踏まえ、（中略）合理化・適正化の観点から検討を要するとの自治体等からの指摘もある。

## 動物由来感染症の発生状況

狂犬病以外にも動物を介して人に感染する病気には様々なものがあり、国内でも各地で発生している。ペットが介在するものもあり、動物由来感染症は身近な健康危機の要因となっている。

## 国からの動物由来感染症に関する注意喚起の通知（2017年度）

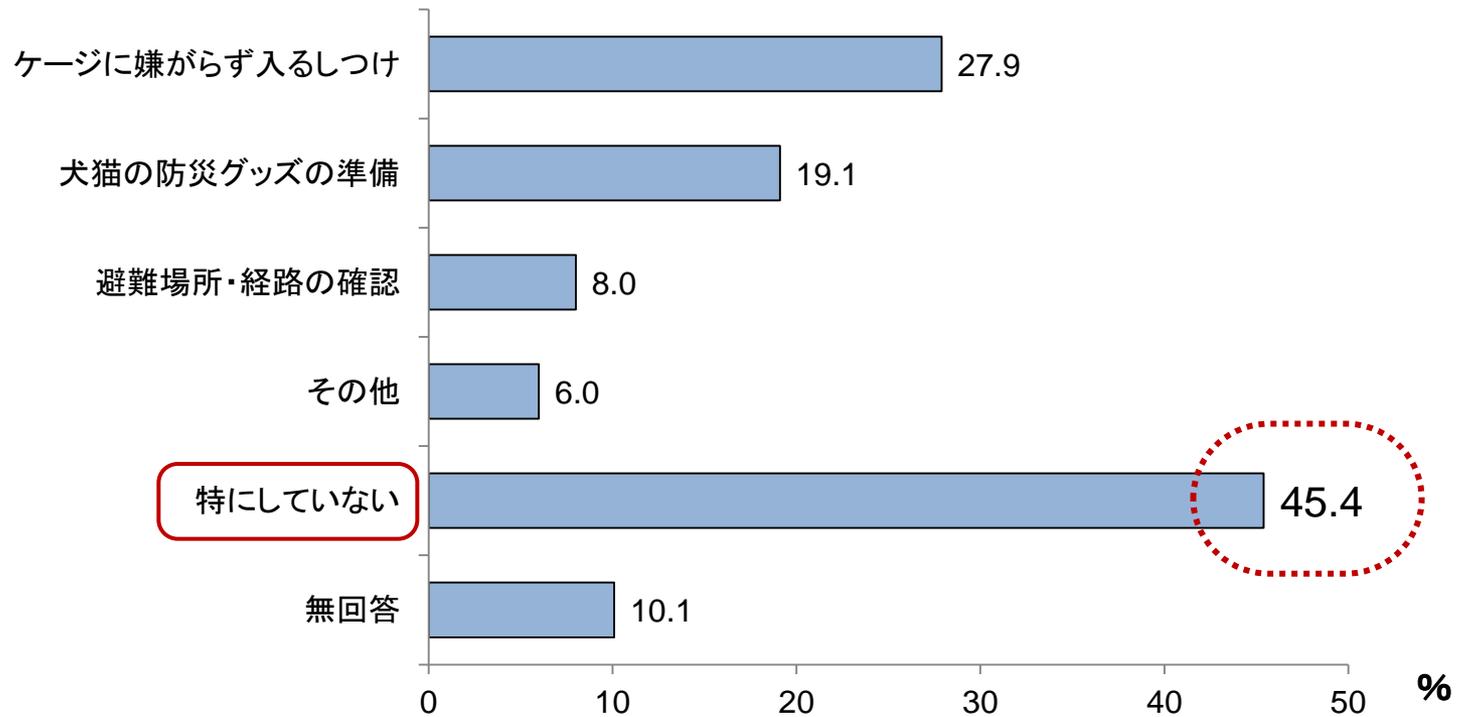
2017.7.10	日本におけるオウム病症例発生状況と妊娠女性におけるオウム病について	国内で妊娠女性がオウム病で死亡
2017.7.24	重症熱性血小板減少症候群(SFTS)に係る注意喚起について	国内で猫から咬傷を受けた人が発症し死亡
2017.10.10	重症熱性血小板減少症候群(SFTS)を発症したイヌからヒトへの感染事例について	徳島県で犬から人へ感染
2017.11.10	野鳥での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応について	島根県の死亡野鳥で高病原性鳥インフルエンザ発生
2018.1.10	コリネバクテリウム・ウルセランスによるジフテリア様症状を呈する感染症患者に関する情報について	猫に餌やりをしていた人が感染し死亡等、事例集積によりQ&A更新
2018.3.28	愛知県知多半島の犬におけるエキノコックス(多包条虫)感染事例について	愛知県の犬からエキノコックスを検出

## 飼い主によるペットの災害対策の状況

東京都が実施したアンケートでは、災害時におけるペットの対策をしていない犬猫の飼い主の割合は4割強にのぼっており、災害への備えに関する啓発の強化が必要と考えられる。

災害時に備え、飼っている犬・猫のためにどのような準備をしていますか？  
(複数回答可)

n=513



出典：平成29年度東京都における犬及び猫の飼育実態調査(速報)

## 現状と課題の分析

各取組分野において様々な課題が存在しており、課題に対応した更なる取組を進める必要がある

### <現状>

- \* ペットを迷惑と感じた経験を持つ人が多数
- \* 咬傷事故は年間約300件で減少していない
- \* 多頭飼育が問題となる事例も都内で散見

- \* 飼い主のいない猫対策が円滑に進まない、十分な効果を上げていない事例も存在
- \* 飼養管理施設の老朽化、機能強化が必要
- \* ペットと飼い主の高齢化（飼養の負担、将来的な不安、引取数増加の懸念）

- \* 動物取扱業者数の増加、業態の多様化
- \* 業者への苦情等に伴う監視指導の増加
- \* 集中的な監視指導が必要な事例の発生

- \* 長期間発生のない狂犬病事例
- \* 様々な動物由来感染症が国内各地で発生
- \* 災害対策をしている飼い主は4割程度
- \* 災害マニュアルを整備する区市町村は少数

### <課題>

- ◆ 飼い主への働きかけの機会を拡大する必要
- ◆ 飼い主が学ぶ機会、地域での指導的人材の確保
- ◆ 事故に遭わないための動物への接し方の普及
- ◆ 多頭飼育問題への対応方法の確立

- ◆ 飼い主のいない猫対策の定着化、実施時のトラブル防止、効果の高い取組の普及
- ◆ 譲渡に適した状態で飼養管理するための環境
- ◆ 動物譲渡の取組に協力してくれる人材の取込み
- ◆ 飼い主を支援するための情報提供の拡充

- ◆ 業態の多様化に対応した指導
- ◆ 苦情・トラブルに繋がるケースの事業者への周知、自主管理の促進
- ◆ ICT活用等による効率的・機動的監視指導体制

- ◆ 狂犬病発生時の体制の実効性検証
- ◆ 身近な動物由来感染症の実態把握・情報提供
- ◆ 飼い主による災害対策の必要性の理解浸透
- ◆ 区市町村による実効性の高い災害対策の促進

## 課題と取組の方向性 ①適正飼養の啓発と徹底

### 課題

- ◆ 他人のペットを迷惑と感じた経験のある人は約7割と多く、適正な飼い方を普及浸透させていくことが重要。区市町村や関係団体に加え、動物愛護施策に係るより多くの関係者と連携し、飼い主への働きかけの機会を拡大する必要。
- ◆ 飼い主が適切な飼い方等を学ぶ機会の確保や、地域において飼い主にしつけの方法等を教示・説明できる指導的な人材を確保・養成する必要。
- ◆ 子供など事故に遭う頻度の高い年齢層に対し動物の接し方等を学ぶ機会を提供し、動物との接触による危害発生を防止する必要。
- ◆ 多頭飼育が問題となる事例が発生した場合に迅速に対応するための対応方法の確立が必要。

### 取組の方向性

#### 事業者と連携した飼い主への啓発

- 動物取扱業者を通じた飼い主への普及啓発の実施（動物を飼い始める時からの啓発、飼い主への継続的なサポート）。

#### 東京都版「動物の学校」の実施

- 動物愛護相談センターの人材育成機能を強化し、飼い主が学ぶ機会の提供や地域で飼い主への啓発を担う人材の養成・供給を推進。

#### 子供向けの啓発の広範な展開

- 子供向けの「動物教室」の内容を充実し、視聴覚教材の開発等によって、より広範に動物に関する学習支援を展開。

#### 多頭飼育問題への的確な対応

- 多頭飼育問題への対応ガイドラインの作成に向け、関係する専門機関等を交えた検討を実施。

## 課題と取組の方向性 ②致死処分の減少を目指した取組の推進

### 課題

◆ 動物の引取・収容数を減少させていくためには、飼い主のいない猫対策はきわめて重要であり、取組の定着化、実施の際のトラブル防止、効果の高い取組の普及を進めていくことが必要。

◆ 譲渡に適した状態で動物を飼養管理するため、動物愛護相談センターの環境整備・機能向上を図っていくことが必要。

◆ 登録譲渡団体と連携した動物譲渡の取組をより拡大・活性化するため、団体との連携強化とともに、譲渡活動に協力してくれる人材等を、より幅広く取込んでいくことが必要。

◆ 高齢の動物を飼う飼い主や、負傷動物等を譲り受けた飼い主に対し、飼養継続等に役立つ情報提供などによる支援を拡充する必要。

### 取組の方向性

#### 地域における対策の定着・普及

- 飼い主のいない猫対策のガイドブックを活用し、地域での対策を推進するとともに、緊急対策事業の成果等を区市町村に普及。

#### 譲渡に向けた飼養管理機能等の向上

- 動物愛護相談センターの飼養環境整備（治療、運動、感染症対策等）及び馴化（動物のしつけ）能力等の向上を進める。

#### 譲渡活動の連携・協働の拡大

- 登録譲渡団体と動物愛護に取り組む学生サークル等との交流機会の提供等による連携の拡大。

#### 飼い主支援のための情報提供の拡充

- 獣医師会・獣医系大学等と連携し、高齢動物や負傷動物等の飼い方・ケア等に関する知識を普及。
- 東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」による情報発信の拡充。

## 課題と取組の方向性 ③動物取扱業の監視指導

### 課題

- ◆ 動物取扱業者に関する苦情等による監視指導実施件数が大幅に増加しており、苦情やトラブルに繋がるケースについて事業者には周知し、自主的な管理を促進することが必要。
- ◆ 第一種動物取扱業の業態の多様化が進む中、動物取扱業全般に関する一般的指導事項にとどまらない、業態に応じた円滑・適正な事業活動に資する指導を行っていくことが必要。
- ◆ 動物取扱業への指導を専管する部門として、都内全域を効率的に監視するとともに、必要時には集中的な監視指導を行える体制が必要。

### 取組の方向性

#### 苦情要因分析・自主管理の促進

- 苦情・トラブルの要因分析を踏まえた自主管理点検票の作成・活用等により、動物取扱業者の自主管理を促進。

#### 業態の多様化に対応した指導

- 業態に応じた自主管理及び監視指導内容を検討し、効果的・効率的な監視指導を実施。

#### ICT活用・機動的監視体制の確立

- ICT活用等による効率的な監視指導方法等の検討、機動的な監視指導を行う組織体制の確立に取り組む。

## 課題と取組の方向性 ④動物に関わる危機管理

### 課題

- ◆ 定期的な狂犬病想定訓練の実施等により、有事における対応体制の実効性の検証を行い、必要な体制強化を図ることが必要。
- ◆ ペットを介在する動物由来感染症は国内でも発生しており、重篤な疾患ばかりでなく、身近な健康危機の要因となる動物由来感染症の実態把握や一般向けの普及啓発を進める必要がある。
- ◆ 災害対策を行っていない飼い主は4割強に上り、災害時に遭遇する状況、必要となる物品等の具体的なイメージを浸透させるなど、啓発の強化が必要。
- ◆ 災害時の体制をより実効あるものとするため、ボランティア受入・支援活動のための区市町村の体制整備、広域調整の仕組みづくりを進める必要。

### 取組の方向性

#### 実効性の検証を踏まえた体制強化

- 狂犬病にかかった動物の都内侵入リスクの高い地域での訓練実施等により、体制の実効性を検証するとともに、関係機関との連携体制を強化。

#### 身近な健康危機への適切な対処

- 獣医師会・獣医系大学等と連携し、動物由来感染症の調査研究、一般向け普及啓発を推進。

#### 事業者と連携した飼い主への啓発

- 区市町村等に加え、動物取扱業者とも連携し、飼い主への災害対策に係る啓発を強化。

#### 災害時のボランティアとの協働の拡大

- ボランティアの受入・活動の調整のための体制整備、人材育成等を推進。
- 区市町村の取組に係る比較分析情報や先駆的取組等の情報を提供し、対策を促進

## 今後の取組の方向性（まとめ）

### 課 題

### 取組の方向性

動物愛護相談センターの  
機能強化による施策推進

適正飼養

- ◆ 飼い主への啓発に係る連携拡大
- ◆ 飼い主が飼い方等を学ぶ機会、地域で教示・説明ができる人材育成
- ◆ 動物の接し方等の学習支援
- ◆ 多頭飼育問題への対応の確立

- 事業者と連携した啓発
- 東京都版「動物の学校」の実施
- 子供向け啓発の広範な展開
- 多頭飼育への的確な対応

人材育成  
(普及啓発の中心施設)

地域支援・情報発信  
(普及啓発の中心施設)

致死処分減少

- ◆ 飼い主のいない猫対策の定着
- ◆ 譲渡に適した状態での飼養管理
- ◆ 譲渡活動に協力する人達の拡大
- ◆ 負傷動物等の譲受者のフォロー
- ◆ 情報提供等による飼い主支援

- 地域における対策の定着・促進  
(飼い主のいない猫対策)
- 譲渡に向けた飼養管理機能等の向上
- 譲渡活動の連携・協働の拡大  
(学生サークル等との交流等)
- 飼い主支援のための情報提供の拡充

動物福祉・飼養管理  
(飼い主への架け橋)

連携・協働の促進  
(飼い主への架け橋)

監視指導

- ◆ 苦情に繋がる要因の事業者への周知、自主的管理の促進
- ◆ 業態の多様化への対応
- ◆ 効率的、集中的監視の実施体制

- 苦情要因分析・自主管理の促進
- 業態の多様化に対応した指導
- ICT活用・機動的監視体制の確立

事業者指導・情報発信  
(監視指導の拠点施設)

広域的・集中的監視指導  
(監視指導の拠点施設)

危機管理

- ◆ 訓練実施による実効性検証等
- ◆ 動物由来感染症に係る普及啓発
- ◆ 災害時対応の具体イメージの浸透
- ◆ 災害時のボランティア活動

- 実効性の検証を踏まえた体制強化  
(狂犬病発生時訓練等による検証)
- 身近な健康危機への適切な対処  
(獣医師会・大学等と連携した調査等)
- 事業者と連携した飼い主への啓発
- 災害時のボランティアとの協働拡大

調査研究・情報発信  
(危機管理の基幹施設)

広域調整・人材育成  
(危機管理の基幹施設)

◎ 分析を踏まえた取組の方向性に沿って、動物愛護相談センターを中心に施策を推進し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図る。